

Main topic

令和元年を迎えて

令和元年5月1日、天皇陛下が御即位され、令和の時代を迎えました。令和の由来となった万葉集の箇所のように、素晴らしい時代になることをお祈り申し上げます。

半田知多総合法律事務所は、来月で開所3年目を迎えることとなります。

開所当初より、依頼者の皆さまをはじめ知多半島地域の皆様に並々ならぬご厚誼を賜りましたことを深く御礼を申し上げます。

今後とも知多半島を中心に、一般市民と中小企業の皆様に法的サービスの提供を通じて貢献する所存です。



半田知多総合法律事務所
弁護士（愛知県弁護士会所属）

Hideshige Hirano

平野 秀 繁

Sub topics

相続法改正で創設された配偶者居住権とは何ですか？

相続法の改正では、配偶者居住権に関する条文が新設されました。

配偶者居住権とは、被相続人の配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始時に居住していた場合に、その建物全部につき無償で使用・収益する権利をいいます。

では、どのような場合に配偶者居住権を取得することになるのでしょうか。

一番目は、遺言による遺贈や遺産分割方法の指定、共同相続人間の遺産分割において配偶者居住権を取得するとされた場合です（民法第1028条第1項）。

二番目は、家庭裁判所の審判により取得する場合です（民法第1029条）。具体的には、①共同相続人間での合意が成立しているとき、②配偶者が配偶者居住権の取得を希望を申し出た場合において、居住所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があるときの2つが条文上挙げられています。

配偶者居住権の創設により、同居している配偶者は、自宅の居住権を確保しつつ、所有権自体は他の相続人に取得させるという新たな選択肢ができたことになります。



事務局だより

～弊所の植物をご紹介します～

弊所では、ご来所いただく方に可能な限りリラックスしていただくため、観葉植物を設置しています。常時3つほどありますが、現在の主力は観葉植物の定番「パキラ」です。

5月に入り暖かくなりきれいな新芽が登場しました。

これに合わせて肥料をあげるとすくすく育っていくのを楽しむことができます。事務所に
ご来所いただいた際には、ぜひ新芽をご覧ください。（文責：原）



半田知多総合法律事務所
〒475-0922
愛知県半田市昭和町1丁目29番地
セントラル知多半田4階
TEL：0569-47-9630



弊所ホームページもご覧ください。
URL：<https://handalaw.jp>

半田知多総合法律事務所

検索